

鳴門市文化会館耐震改修事業設計・施工者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化会館の耐震改修工事に係る実施設計業務及び施工業務の事業者を、本市が公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により審査・選定するにあたり、多角的な意見を求める機関として、鳴門市文化会館耐震改修事業設計・施工者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 評価の基準及び方法に関すること。
- (2) プロポーザルに関すること。
- (3) 事業者の評価に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者又は行政関係者のうちから市長が選任する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 委員長は、必要があると認めるときに委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する。ただし、急を要する場合その他やむを得ない事情がある場合は、回議をもって会議に代えることができる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができる。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条に規定する事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、特定事業推進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月5日から施行する。
- 2 この要綱による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、鳴門市文化会館耐震改修事業設計・施工一括発注業務に係る業務委託契約の締結をもって、その効力を失う。